

2009年1月8日

プライスウォーターハウスクーパースセミナー

“日本およびタイ課税当局の動き” ～移転価格税制、配当非課税、BOI 繰越損失等～

拝啓

貴社益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、この度、プライスウォーターハウスクーパース(PwC)バンコク事務所では、2008年度日本企業向けセミナーとして「日本およびタイ課税当局の動き」を2009年1月20日にセンターラ グランド & バンコク コンベンションセンター/セントラルワールドにて開催します。

アメリカの金融危機を発端とした世界同時恐慌が来ています。アジア経済危機の時は、アジア以外の市場は活発であり、製品を販売する市場がありました。また、アジア以外の国は投資を行う余裕があり、外国資本の導入による回復という明確なスキームがありました。しかし、今回の経済危機は世界レベルの経済危機であり、販売する市場も投資の余裕のある国も存在していません。このような厳しい経済環境の中でいかに生き残っていくのか、どのように立ち直っていくのかが各会社の課題になっています。

一方で国の単位で見ますと、自国の企業が世界同時恐慌の影響で赤字になり、各国とも税収不足に悩まされます。課税当局としては、赤字の会社からは税金が取れません。しかし、申告書の計算ミスや税法の解釈の違いをつつことによって税金徴収の可能性がでてきます。また、企業活動の国際化の進展とともに、移転価格課税を通じた課税当局による税金の取り合いも生じています。タイではLTOの移転価格担当 Director が2008年11月に変わりました。日本では税制改正の中で外国税額控除を廃止する動きが出てきています。このような課税当局の動きを把握するとともに、課税当局の様々な税金確保戦略に対してどのような防御手段が取れるのかということを考えていく必要があります。

この半日のセミナーでは、日本の税理士法人プライスウォーターハウスクーパースから元財務省のメンバーであった品川を講師に招いて今年度の税制改正の方向性と日本の課税当局の動きを明らかにします。また、日本の税理士法人プライスウォーターハウスクーパースからPwCタイに2009年1月から駐在します米岡が最近の日本とタイの移転価格税制の状況を解説します。さらには、PwC マレーシアの藤井も参加して、PwC がサポートをした数々の経験で蓄積した情報をご提供する予定です。

ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、このセミナーへのご参加をご検討いただけると幸いです。

敬具

実施要領

- 日時 : 2009年1月20日(火) 13:30 – 17:00
- 場所 : センターラ グランド & バンコク コンベンションセンター22階/セントラルワールド
(Centara Grand and Bangkok Convention Centre, Ball Room B, 22nd Floor)
- Address : 999/10 Rama I, Pathumwan, Bangkok 10330
- Tel : +66-2-100-1234
- セミナー講師紹介:
 - **米岡 光二郎**
(プライスウォーターハウスクーパース バンコク事務所 マネージャー)
2000年に現在の税理士法人プライスウォーターハウスクーパースに入所。2001年7月より移転価格コンサルティングに従事。以来、移転価格コンサルタントとして日系製造業のクライアントを中心に、移転価格調査対応、事前確認および相互協議の申請等の数多くのプロジェクトに関与する。2009年1月よりバンコク事務所において日本企業サービスに従事。
 - **品川 克己**
(税理士法人プライスウォーターハウスクーパース マネージングディレクター)
1989年より大蔵省主税局に勤務。1990年7月より同国際租税課にて国際課税関係の政策立案・立法および租税条約交渉に従事。1996年ハーバード・ロースクールにて客員研究員として日米租税条約について研究。1997年より2000年までOECD租税委員会に主任行政官として出向(在フランス)し、「OECD 転価格ガイドライン」および「OECD モデル条約」の改定におよび関連会議の運営に従事。2001年9月財務省を辞職し、現在の税理士法人プライスウォーターハウスクーパースに入所。2008年7月よりPwCシンガポール事務所において日系企業サービスに従事。
 - **藤井 純一**
(プライスウォーターハウスクーパース クアラルンプール事務所 パートナー)
1992年よりマレーシア(クアラルンプール事務所)に勤務。1996年より同事務所取締役(パートナー)を務める。マレーシアにおける日系投資家に対して、あらゆる角度から投資に関するアドバイスを行う。クアラルンプール日本人会の理事、マレーシア日本商工会議所(JACTIM)の理事をつとめる。政府役員主催の公的セミナーや日本への投資使節団のメンバーにも参加、さらには日本投資家とマレーシアの各種政府機関とのダイアログにも積極的に関与している。Asia JBN (Japanese Business Network) のリーダーとして、アジアパシフィック地区の日系ビジネスの統括を行う。日本国公認会計士。
 - **魚住 篤志**(プライスウォーターハウスクーパース PwC タイ パートナー)
PwC タイの日本企業部の統括であり、1995年12月からタイに常駐している。過去十数年に渡り、日系企業のさまざまな問題の解決のサポートをし、1998年以来毎年のように行われているPwC タイの日本語セミナーの講師を務めている。また、PwC タイの移転価格税制チーム、税務調査サポートチーム、M&A チーム等とともに税理士法人プライスウォーターハウスクーパース主催の日本各地でのセミナーの講師も務めてきた。日本国公認会計士。MBA UK。

- セミナー次第:
 - 13:00 – 13:20 受付
 - 13:20 – 13:30 オープニング・スピーチ
 - 13:30 – 15:00 日本とタイの移転価格税制アップデート
 - 15:00 – 15:15 コーヒー・ブレイク
 - 15:15 – 16:00 今年度の税制改正および日本の課税当局の動き
 - 16:00 – 17:00 パネル・ディスカッション

- 参加費用: 2,500 バーツ (VAT/源泉税を除く)
 - PwC の税務・法務部門と継続顧問契約を頂いておりますお客様につきましては、無料とさせていただきます(無料特典は 1 社 1 名様限りとさせていただきます)。
 - 1 社につき 2 名様のご参加の場合は、1 名様分につきまして 10%の割引をさせていただきます。
 - ご参加申し込みにつきましては、お手数ですが、添付の申込書を 1 月 16 日までに弊事務所までお送り下さい。

- Q&A フォーム:
 - セミナーのパネルディスカッションにおきましては、できるだけご質問があった内容に沿った形での進行を考えておりますが、時間の関係上すべてのご質問を網羅出来ないのが現状です。すでに何か特定のご質問等がございましたら、お手数ですが添付の Q&A フォームにご質問内容をご記入の上、事前に弊事務所までお送り頂けると幸いです。

以上

PwC “Japanese & Thai Tax Dept. movement ” Seminar Enrolment Form

Fax it to us at +66-2-286-2666 Attention to : Khun Pichsinee. (1月16日までに FAX にてご返送ください。)

Or for more information, please contact us at +66-2-344-1000 Khun Pichsinee Prapasanobol ext. 4212, Khun Vorawan Wachirakajorn ext. 4206 respectively.

Please confirm your attendance before January 16/2009

I would like to attend “Japanese & Thai Tax Dept. movement” Seminar on January 20 at Centara Grand & Bangkok Convention Center

1. Name _____ Position _____

2. Name _____ Position _____

Company _____

Address _____

Tel. _____ Fax. _____ Company Tax ID No _____

Seminar Fee

Registration Fee	1 st participant	2 nd participant
Registration Fee	2,500	2,250 (10% discount)
-3% Withholding Tax	(75)	(67.50)
+7% VAT	175	157.50
Total Amount Paid	2,600	2,340
Grand total 2 persons	4,940	

Remark: The 2nd participant and subsequent delegates from the same company receive a 10% discount on the fee of 2,500 Baht

Methods of Payment

Please transfer the fee to PwC with WHT certificate **by January 16/2009**. Our Tax ID No. is as follows.

(WHT Certificate の送付とともに 1月16日までに お支払いただきますようお願いいたします。)

Crossed check or bank draft made payable to PricewaterhouseCoopers Legal and Tax Consultants Ltd.

Transfer to **PricewaterhouseCoopers Legal and Tax Consultants Ltd.**
Bangkok Bank Public Company Limited, Sathorn Branch,

Account no. 142-0-629394 / Saving Account

Tax ID No. 3101584011

Please fax your pay-in slip and Withholding Tax Certificate to our fax no.+66 2 286 8200 or for more information, please contact Collection Call Centre +66 2 344 1000 ext. 4549.

Free of charge for **Retainer Client**

◆ Sending the original Withholding Tax Certificate to us by mail or by hand. Addressed to **PricewaterhouseCoopers Legal & Tax Consultants Limited, 15th Fl., Bangkok City Tower, 179/74-80 South Sathorn Rd., Thungmahamek, Sathorn Bangkok 10120 before January 16/2009.**

****Non-refundable for any cancellation of the registration.****

Signature _____ Participant(s)
(_____)

The organizer reserves the right to amend programs without notice.

**“Japanese & Thai Tax Dept. movement” Seminar
Q&A Form**

*Please send it by January 16/2009

Name:

Company:

Tel/Fax:

Email:

Question / In English ,if possible)
(可能であれば英語にてお願い致します)